

法定後見制度②「保佐」

保佐とは

従来の準禁治産制度に相当するものですが、対象者から浪費者を除外したため、判断能力が不十分な者に対する援助制度へと純化されました。ただし、旧法に基づき浪費を原因として、準禁治産宣告を受けている者は、改正後も準禁治産者として扱われます。

1. 開始の審判の実質的要件

最高裁判所では、次のように説明しています。「日常的に必要な買物程度は単独でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築金銭の貸借等、重要な財産行為は、自分ではできない程度に判断能力が欠けている者」

家庭裁判所への審判の申立は、本人ができますが、本人以外の者が行う場合は、補助と違い本人の同意は不要です。審判は家庭裁判所が行い、原則として鑑定を行う必要があります。

2. 本人を援助する保佐人の選任

家庭裁判所は、保佐開始の審判をする際、本人の意見を聞き、一切の事情を考慮して職権で保佐人を選任します。保佐人を複数選任すること、法人を選任することが可能となりました。

3. 保佐人の同意権・取消権

保佐開始の審判の効果として、本人が民法 12 条 1 項所定の財産上重要な行為を行うにつき、保佐人に同意権・取消権が当然付与されます。従来は、保佐人に取消権が否定されていました。

今回の改正で「不動産その他重要な財産を目的とする行為」、「遺産分割」が変更追加されました。しかし、「日常生活に関する行為」は除外されていますから、本人が単独で行えます。

民法第 12 条第 1 項

1. 元本の領収、利用
2. 借財、保証
3. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為
4. 訴訟行為
5. 贈与、和解、仲裁契約
6. 相続の承認、放棄、遺産分割
7. 贈与、遺贈の拒絶、負担付贈与、遺贈の受諾

8. 新築、改築、増築、大修繕
9. 民法 602 条の期間を越える賃貸借

代理権の付与は、その指定の仕方に法律上の制限はなく、民法 12 条 1 項の事項に限定されません。財産管理に関する法律行為と身上監護に関する法律行為が含まれます。

つまり、同意権・取消権付与の審判や代理権付与の審判で指定された事項についてのみ、補助人が本人の行う法律行為について、同意権・取消権や代理権を有し、その範囲内で財産の管理をする権限を持つことになります。